

# 官報

号外 昭和二十三年三月二十一日

## ○第二回 参議院會議錄第十九号

昭和二十三年三月二十日(土曜日)午後四時二十八分開議

議事日程 第十七号

昭和二十三年三月二十日

午後一時開議

第一 参議院全國選出議員選舉管理委員の選舉

○副議長(松本治一郎君) 報告をいたさせます。

(青木孝事朗説)

昨十九日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

昭和二十二年一般会計予算補正(第十五号)

昭和二十二年特別会計予算補正(特第九号)

昭和二十二年特別会計予算補正(特第十号)

政府職員等の俸給等に関する法律案

政府職員等の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

官報号外 昭和二十三年三月二十一日

昭和二十二年一般会計予算補正(第十五号)

昭和二十二年特別会計予算補正(特第九号)

昭和二十二年特別会計予算補正(特第十号)

政府職員等の俸給等に関する法律案

政府職員等の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を決算委員会に付託した。

中小企業融資法案

同日議長から左の質問主意書を提出した。

藥品の内容公示に関する質問主意書

(小川友三君提出)

薬局営業税廃止に関する質問主意書

(小川友三君提出)

茶増産に関する質問主意書(小川友三君提出)

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

魚類の統制廃止に関する質問主意書

(小川友三君提出)

國會職員病院に関する質問主意書

(小川友三君提出)

戦時補償特別税法改正に関する質問主意書(小川友三君提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員小川友三君提出國立病院に関する質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出公務員地域別俸給加算に関する質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出河川工事に関する質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出小、中学校職員に関する質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出政府印刷局ストに関する質問に対する答弁書

本日委員長から左の報告書を出した。

昭和二十二年一般会計予算補正(第十五号)、昭和二十二年特別会計予算補正(特第九号)、昭和二十二年特別会計予算補正(特第十号)可決報告書

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

政府職員等の俸給等に関する法律案可決報告書  
政府職員等の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律案可決報告書

國立病院に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年二月五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

國立病院に関する質問主意書

一、伊豆の某國立病院は不便なる地域の元海軍病院で病人が少なく病室もベッドも一箇年以來五〇%以上が空いておる、建物も空いて(くも)の巢である、建物も半分不

充分である、この地は東海岸であ

と西海岸にこの半分を移轉すべき

善政を致すべきであるが、現在西

海岸より東海岸の國立病院まで病

人を運ぶ列車もないとき、極めて

不便なるこの奥伊豆地区は今日ま

で片山内閣の大臣で一人も視察し

た大臣がない程、この地は見すて

られておる、衰亡する西海岸の病

人に慈悲の愛すべき政策の実現を

希望し政府の御所見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要

求する。

内閣参事第二十九号

昭和二十三年三月十九日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出國立病院に関する質問に対し別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出國立病院に関する質問に対する答弁書

伊豆の某國立病院とは國立療養所

療病院のことと思料されますが、右

は元海軍病院であつたのを終戦と

もに厚生省に引きつぎ國立病院とし

て一般診療に当りましたが、立地條

件及びその環境から見て、寧ろ療養

所として結核疾患の長期療養施設と

し、併せて地元の方々の一般診療を

行ふのが最も適した施策と考えまし

たので、現在は國立療養所として所

内の整備を漸々行つております。

又、近く優秀な院長が赴任されます

ので、優れた環境のもと優秀な技術

と權威ある治療とともに、最も信頼

されるサナトリウムになるものと確

信いたしております。

従つて、過渡的に一時は患者も少

なかつた時期もあり所内の整備も不

充分であつたと思ひますが、今後は名

実共に完備するこの良き環境の療養

所に、西海岸といわず山間部といわ

ずぐれた治療を受けおつくりと落ち

ついて療養に専念するために、続々多

数の患者が入院を希望され全施設が十二分に活用されると信じます。

従つて、この施設を分離し地域的に分散して各機能を発揮するよりも、大所高所に立つて現在のまま名実共に充実し機能を十二分に發揮することが緊要のことと存じ、目下努力中であります。

公務員地域別俸給加算に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年二月五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

公務員地域別俸給加算に関する質問主意書

公務員の地域別俸給加算に修正すべき点が多い、例えば國鉄関係だけにても大都會が特甲地にて参劃の加算であり関東地域の市が甲地にて武劃の加算である、之の関東地域の市と東京都で差があるが、物價は同一であるので甲地の人々は差別待遇に生活苦で苦しんでおる。関西にても中京地区にても然りであるから政府は特甲地としてこれ等大都市近くの市の公務員を待遇すべきであるが処見を問う。

又、乙地域の待遇の人々はこの甲地たる市区域外の町の人である、市と物價の差は全くないばかりか、か

えつて町の方が商人が、一、二割の利益を得て物品を賣るので、物價は高いのに乙地域として差別し手当がないのは甲地域として待遇すべきであるが政府の公平なる処見と政策の変更を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。

内閣参事第二十五号

昭和二十三年三月十九日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出公務員地域別俸給加算に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員小川友三君提出公務員地域別俸給加算に関する質問に対する答弁書

公務員地域別俸給加算につきましては、これが公務員にとりまして極めて重要な事項でございますので、政府と致しましてはこれを官廳職員労働組合側と協議して処理致そうと昨年組合側に提案したのでございますが、本件の処理が極めて困難な難題でございますため、組合側がこの提案を拒否致しましたので、已むを得ず政府側におきましてこれを一方的に処理致し現在に至つております。

これ迄全国の市町村を特別甲、乙及丙のどの地域に指定するかは、当該市町村に居住する公務員の標準

世帯の数、月々わたる生計費、当該市町村の人口、戸数、人口密度、地目別面積、農家戸数、主食副食の配給状況自由物價、総理府統計局の調査による全国二十八都市の生計費等を考慮致し、関係各省協議の上決定しておるのでございますが、就中当該市町村の物價を重視すべきは当然でございます。然しながら各市町村における物價を把握すること自身が極めて困難なのでございまして、同一地におきまして物價の品質、その購入時期、購入場所、物價の調査方法、その他の事情により、調査に表れました物價は極めて区々で同一でございませう、現に同一地における各機關の物價調査には著しい相違があるのでございまして、従つて各地の物價を比較致しまして某市を高いと致し、某市を低いと致しますことは、なかなか慎重を要するのでございまして、その調査、比較には十分の注意を拂い、その公正妥當な資料の蒐集に鋭意努力しておる次第でございませう。

先般開かれまして臨時給與委員会におきましては、本件の処理につきまして、各府縣に官廳職員労働組合を中心と致します地区区分委員会を、中央に地域委員会を設置することを決定して政府に答申しております。政府と致しましては、同委員会がこの答申に従ひまして、かような

委員会を近く設備しまして、今後は本件を、より民主的に、より合理的に処理致す所存でございませう。

河川工事に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年二月五日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

河川工事に関する質問主意書

一、現在の農民は一年中一番時間的に暇の時である、夏季の大水害に具えて農民三千万人は政府に勞務協力を叫んでおるが、このとき、河川工事を感じにし夏季の水害防止に全力を傾注すべきであるが、政府は政争の最中にて誠に氣の毒であるが、御所見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。

内閣参事第二十七号

昭和二十三年三月十九日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出河川工事に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員小川友三君提出河川工事に関する質問に対する答弁書

昨年七月及九月兩度に亘り関東、東北兩地方に豪雨した結果は各河川に大出水を來し、各地に甚大なる被害を惹起し建設途上の國民生活に更に不安を増加した事は前に遺憾であります。

政府は此度の災害の特異性を充分調査研究致しまして、之が対策を樹立し重要河川については既定計画に再検討を加え地方における学識経験者より成る治水調査会等の協力をも得て審議を進め積極的復旧の促進を図ると共に危殆に類する脆弱なる河川の堤防増強工事を重点的に実施している次第であります。

河川工事の速進を図るには洪水時において農閑期の余剩勞力を利用する事が最も大切な要件でありますので政府におきましては融雪出水期を目途に出来る限りの努力を致し既に相當の成果を挙げている次第であります。

然し乍ら河川工事は何分にも巨額の工費を要しますので今後におきましても國庫財政等の許します限り積極的な之が促進を図りたいと考えております。

小、中学校職員に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年二月六日

小川 友三  
参議院議長松平恒雄殿

小、中学校職員に関する質問主意書  
一、本年四月一日迄に全国の小、中学校の教員が相当数退職する風聞があるが政府は調査したか。五、十%以上の小学校、中学校が相当ある。生活に足りない半額以下の俸給が主因しており今の二倍半程度の俸給が必要であるが、教員が退職して教育上、非常に欠ける処が多く困ると信ずるが今直に解決すべき寛大なる俸給引上げ手段に出るべきであるが政府の処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。

内閣参事第二十六号

昭和二十三年三月十九日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出小、中学校職員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出小、中学校職員に関する質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出小、中学校職員に関する質問に対する答弁書

教職員の給與は従来一般官吏に比して著しく低位にあつたのであるが、一昨年七月に一應官吏並の引上げが行われ、その後においても地方

應の努力によつて教職員の給與は大きく改善せられており、現在一八〇〇円ベースにおける地方教職員の一人当平均月額給與は政府の資格別、年齢別の給與基準から検討して見るとき一般官吏に比して相当上廻つておるものと見られておる。しかし現在の給與水準そのものが官吏一般の最低生活を補ひ得ない実情や教職員の貧弱な現物給與面等から考へて生活苦に基く教職離脱といふことも予想しなければならぬので新給與水準の実施を急ぐとともに教職員に対する特殊手当の支給などその待遇改善に極力努力しておる次第である。

なお教職員の教職離脱の風聞については一般的傾向を把握することは困難であるが具体性のある風聞については局部的に実情の調査を関係都道府県に依頼中である。

政府印刷局ストに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年二月六日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

政府印刷局ストに関する質問主意書

文化の中心作業は印刷であり、又印刷部には人材が少くない様で事実上哲人的人材が多いのである、ストに

入り国会公報までが中止の状態は全く見る影もない惨状である。ストする人々の気持は生活が出来ない収入にあるのである。政府は我が子を思ふ親心で政治を取れば速かに解決すると信ずるが政府の所見を問う。

内閣参事第二十八号

昭和二十三年三月十九日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出政府印刷局ストに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出政府印刷局ストに関する質問に対する答弁書

御質問の趣旨は、まことに御尤もである。政府においても現下における印刷局の重要性に鑑み深甚の考慮を拂つて来たのであるが、一月二十九日全印刷局労組がストに入り国会公報まで一時中止するに至つたのは誠に遺憾である。政府は、これが円満なる解決を速急に図るべく、スト開始以来日夜肝胆をくだき、労組代表と膝を交えて幾多の会合を行い組合の意見を十分に尊重する態度に出た。又、客観的にして公正な第三者の判断に俟つため、中労委の協力をも得たが、スト開始以来九日にして二月

六日協定成立し、次いで二月七日協定書の本調印を見るに至り、スト行為が中止されるに至つたのは政府として非常に喜びに堪えない所であつた。右協定書により、今回のストの主要なる誘因と見られる時間外手当の増額については適度支給の困難なることを認め、別途今後における印刷局の生産増強と脱み合せ生産奨励金制を確立することになり、目下この制度につき各方面と折衝中である。従つて今後の印刷局員の生活は、一般政府職員に比較して敢えて遜色のないものになると期待されるから、目下スト発生の際にはなく、御質問の趣旨にも十分に開いておるものと確信しているものである。

右簡単ながら今回の印刷局ストに対する政府の所信を明かにして、御質問の答弁としたい。

○副議長(松本治一郎君) これより本日(今日)の会議を開きます。この際日程に追加して、一、昭和二十二年一般会計予算補正(第十五号)、一、昭和二十二年特別会計予算補正(特第九号)、一、昭和二十二年特別会計予算補正(特第十号)以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(松本治一郎君) 異議ないと認めます。先ず委員長(櫻内辰郎君)の報告を求めます。予算委員長櫻内辰郎君。

審査報告書

一、昭和二十二年一般会計予算補正(第十五号)

一、昭和二十二年特別会計予算補正(特第九号)

一、昭和二十二年特別会計予算補正(特第十号)

右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を送つて、報告する。

昭和二十三年三月二十日

予算委員長 櫻内 辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

木村 福八郎 西郷吉之助

岡田 宗司 中村 正雄

波多野 鼎 村尾 重雄

森下 政一 伊東 隆治

大島 定吉 木内 西郎

鈴木 順一 渡邊 甚吉

姫井 伊介 西川 昌夫

左藤 義詮 小串 清一

寺尾 豊 服部 教一

飯田精太郎 岡本 愛祐

奥 むめお 河野 正夫

島津 忠彦 島村 軍次

高田 寛

要領書

一、委員会の決定理由

昭和二十二年一般会計予算補正(第十五号)及び、昭和二十二年

度特別會計予算補正(特第九号)並  
びに(特第十号)は、政府職員に給  
與水準の引上げ、煙草の福利券附  
販賣その他緊急已むを得ざる支出  
に伴う予算補正であつて、適正な  
る処置と認める。

二、事件の利害得失

政府職員に急迫せる生活事情を  
緩和する外、諸般の事務の遂行を  
容易ならしめることができる。

三、費用

本補正により、一般會計におい  
ては歳入、歳出共三億一千九百九  
十八万二千円増加となり、特別會  
計においては、歳入二百十三億一  
千七百七十四万、歳出二百十三億  
五千五百二十四万七千円増加と  
なる。

昭和二十二年一般會計予算補正  
(第一五号)

右は本院において可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付  
する。

昭和二十三年三月十九日

衆議院議長 松岡 駒吉  
衆議院議長 松岡 恒雄

昭和二十二年特別會計予算補正  
(特第一〇号)

右は本院において可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付  
する。

昭和二十三年三月十九日

衆議院議長 松岡 駒吉  
衆議院議長 松岡 恒雄

昭和二十二年特別會計予算補正  
(特第九号)

右は本院において可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付  
する。

昭和二十三年三月十九日

衆議院議長 松岡 駒吉  
衆議院議長 松岡 恒雄

(櫻内辰郎君の提、拍手)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました  
昭和二十二年一般會計予算補正(第  
十五号)及び昭和二十二年特別會計  
予算補正(特第九号)並びに(特第十号)  
案の予算委員会における審議の経過並  
びに結果を御報告いたします。

去る三月十六日より三月二十日まで  
慎重に審議いたしました。質疑應答の  
後、三月二十日討論に入り、採決の結  
果、全会一致を以て原案通り可決すべ  
きものと決定いたしましたのであります。

先ず第一に、昭和二十二年特別會  
計予算補正(特第九号)案について申上  
げます。本案は煙草(新生)の福利券附  
販賣等、早急に予算上の措置を必要と  
いたしました。専賣局外二つの特別會計に  
ついて予算の補正をなさんとするもの  
であります。

先ず歳出の内訳を申し上げますと、専  
賣局特別會計においては、煙草の賣上  
げ増進対策として、福利券の発行に必

要なる経費七千四百四十万、製造用  
配電停止に伴う電気製造業者に対する  
危機突破資金の貸付六千万、厚生保  
險特別會計においては標準報酬月額  
増加による健康保険給付費等一億五千  
五百万八千、労働者災害補償保険特  
別會計においては、平均賃金の上昇に  
伴う保険金の支拂等に必要なる経費三  
億五千九百七十四万、以上合計五億八千  
五百五十五万五千円追加を必要といた  
しますが、既定予算の予備費一億三千  
四百四十万を修正減少いたしましたし  
て、差引四億五千五百五十五万の歳出  
増加と相成ります。これが財源とい  
しましては、標準報酬月額又は平均賃  
金の上昇に伴う保険料金の増収額を充  
当するものであります。尚煙草賣上促  
進のため発行する福利券は昭和二十二  
年度に発行いたしました。これが賞金  
等の支拂いは昭和二十三年度となりま  
すので、賞金等の支拂いのため六億三  
千九百五十三万一千円を限り國庫債務  
負担行為をなさんとするものでありま  
す。

次に、昭和二十二年一般會計予算  
補正(第十五号)案について申し上げます。  
本案は政府職員に給與水準を本年一月  
以降平均二千九百二十円に引上げるに  
必要なる経費、その他特に緊急止むを  
得ない予算の不足を補うため予算補正  
をなさんとするものであります。

先ず歳出増減の主なるものを申上げ  
ますと、政府職員に給與水準引上げに

必要なる経費の総額は八十三億四千七  
百五十七万七千円でありまして、その  
内訳は政府一般職員、警察並びに教育  
関係職員等、直接一般會計において負  
担する分、二十三億五千四百六十六万  
六千、鉄道、通信事業等の特別會計  
に繰入分、三十一億九千三百九十一万  
一千円、地方公共団体に対する貸付金  
二十七億九千九百九十九万であります。尚  
給與水準引上げの具体的措置につきま  
しては、取敢えず平均して月額二千五  
百円程度の暫定措置を講じ、更にこの  
暫定給與と二千九百二十円水準との差  
額については、早急に具体的措置を決  
定すべきであります。若し年度内に  
支出するに至らなかつた場合は、この  
予算の支出残額を次年度に繰越して支  
出せんとするものであります。

次に、給與水準引上げを除く緊急止  
むを得ざる経費の総額は三十八億五千  
五百九十九万三千円でありまして、特に  
金額の大きなものを申し上げますと、船  
舶運賃補助金十四億三千七百五十三  
万、農地改革に必要な経費一億二  
千万、警察官の緊急増員に必要な  
経費二億八千九百六十三万四千、政  
府職員に対する超過勤務手当支給に必  
要なる経費一億三千三百三十三万三  
千円等であります。

次に、歳出増加の財源に充當いたし  
ました既定予算の修正減少額は百十八  
億九千七百八十八万八千円でありまして、  
その主なるものは貿易資金繰入の減少

額四十七億七千万円、復興金融庫出  
資金減少額一億四千万円、價格調整費減少  
額二十億、賠償施設処理費の減少額  
四億四千万等あります。以上述べました  
経費の増減額を差引ますと、歳出の増  
加額は三億一千九百九十八万二千円とな  
り、これが財源といしましては、宝  
貨等発行の増付金の増加額一億四千五  
百九十四万四千、病院収入、印紙收  
入等の増収見込額一億六千六百三十八  
千円を充當するものであります。尚本  
案による予算補正の結果、昭和二十二  
年度一般會計予算の総額は、歳入歳出  
とも二千四百一十一億五千六百四十四  
円と相成るのであります。

次に、昭和二十二年特別會計予算  
補正(特第十号)案について申し上げます。  
本補正案による歳出の増加額は二  
百九億四千四百二十二万二千円となつており  
ますが、食糧証券等公債償還に必要な  
経費百三十七億四千七百五十四万四千  
円を差引ますと、七十一億九千九百三  
十八万八千円の出増増加となるのであ  
ります。その内訳を申し上げますと、政  
府職員に給與水準引上げに必要な経費  
三十七億九千四百四十二万六千、鉄  
道用品保有額の増加に伴う國有鉄道事  
業運轉資金三十億、政府職員に對す  
る超過勤務手当、郵便貯金支拂利息等  
に必要な経費七億八千二百一十一万二  
千円、以上合計七十五億七千五百六十  
三万八千円増加となりますが、既定  
予算の予備費等の修正減少額三億七千

千円、以上合計七十五億七千五百六十  
三万八千円増加となりますが、既定  
予算の予備費等の修正減少額三億七千

が、窮迫せる國家財政を救うため  
の程度これを利用することは止  
むを得ないのではないかとの答弁が  
あり、又一委員より、先に○・八ヶ月の  
給與支給の財源が問題となつた際、政  
府当局は鉄道運賃、通信料金の引上以  
外に財源がないと主張して擧げなが  
ら、今回の給與水準の引上に當り、貿  
易資金、價格調整費等相当多額の既定  
予算の剰余見込額をこれが財源とし  
て計上しておることは、極めて不可解  
であるとの質疑に對し、大藏大臣よ  
り、○・八ヶ月の給與支給に對する予

算編成當時においても、貿易資金等既定予算の剰余見込等につき十分検討をしたのでありますが、諸般の事情により未だ確定財源として取上ぐることが許されなかつたのでありますが、その後納税成績の好轉等諸般の事情の変化により、今阿初めて確定財源として計上し得るに至つたのであるとの答弁があり、又一委員より、二千九百二十四の貸金水準と決定した根拠如何との質疑に対し、政府委員より、二千九百二十四の給與水準は、給與委員會の答申を政府がそのまま採用したのであるが、給與委員會における本給與決定の解釋を報告するという前提の下に、大要次のような説明があつたのであります。政府職員の給與も一般民間給與と均衡を保つべきであるとの建前の下

強い希望がありました。が、大蔵大臣より、農村の災害復旧は、單に農村のみ  
の問題でなく國民全体の問題でありますので、これが予算的措置に關しては  
十分努力する旨の答弁がありました。  
又文教委員會理事岩間正男君よりも、特  
に発言があり、六・三制の予算に關し  
ては、前内閣以來政府は度々予算の追  
加計上を言明しながら、未だこれを実  
行しないのは、文教政策に対する熱意  
を欠くものではないかと思はれる。か  
ら、次の暫定予算には是非共計上せら  
れたいとの希望がありました。が、政府  
委員より極力善処する旨の答弁があり  
ました。その他重要な質疑應答があ  
りました。が、詳細は速記録により御承  
知を願います。

て採決の結果、全会一致を以て順案通り可決すべきものと決定した次第であります。ここに御報告申し上げます。

(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決を行います。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○副議長(松本治一郎君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられます。

○副議長(松本治一郎君) この際日程に追加し、一、政府職員俸給等に関する法律案、一、政府職員俸給等の

昭和二十三年三月二十日

財政及び金  
融委員長 黒田 英雄

参議院議長松平恒雄殿

多敬意見者署名

下條 恭兵 深川タヱ  
尾形六郎兵衛 星 一  
石川 準吉 高橋龍太郎  
西郷吉之助 松嶋 喜作  
小林米三郎 九鬼紋十郎  
森下 政一 玉屋 喜章  
木内 四郎 伊藤 保平  
波多野 鼎 渡邊 甚吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案の趣旨は、臨時給與委員

会の第一及び第二報告書に基づく政府職員の新給與案を、政府は今同実施することとし、その内容は

一、新給與水準は本年一月一日以降二千九百二十円とする、但し超過勤務手当を含まない。

二、本俸は現在の暫定加給、暫定加給臨時増給及び臨時手当を廃止して一本とし、その水準は二千円を下らぬこととし、新本俸への切替は各人の職務の内容、責任の軽重、労働の強度、労働時間等の諸條件並びに民間との均衡を勘案して決定する。

三、家族手当は家族一人当り二百二十五円に引上げる。

四、勤務地手当は各府縣に組合側を中心とする地区区分調査委員会を、中央に政府側、組合側合同の地域給與委員会を設置し、現行の臨時勤務地手当の段階の増加、支給率の幅の拡大、地域区分の指定等につきその解決を図る。

五、本俸に取り入れることが不可能か又は不適当な諸條件は特殊勤務手当として支給する。

暫定給與として、左の要領に従い内拂いすることとする、すなわち

一、暫定給與は暫定加給、暫定扶養手当及び暫定勤務地手当とする。

二、暫定俸給の月額は、現俸給に對し、それより所定の勤務時間数に應じ、十五割乃至十七割を乗じて算出する。

三、職員が法令又は本閣上司の承認なく職務しない場合、その時間の暫定給與を減額する。

なお右の暫定給與の支給に當つては、政府は各組合と団体交渉を行つて支給する方針であつて、いづれも大體適當な措置と認める。

二、事件の利害得失  
この措置によつて、政府職員の現行給與水準の民間給與との不均衡を或る程度是正し、その生活の窮乏を緩和する利益がある。

三、費用  
この法律施行のために要する費用は一月乃至三月分で一般会計所屬職員分二十三億五千四百余万円、特別会計所屬職員分三十七億九千四百余万円、合計六十一億四千九百余万円である。

政府職員に對する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十三年三月十九日

衆議院議長 松岡 駒吉  
參議院議長 松平 恒雄

政府職員に對する法律案

官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であつて常時勤務に服する者（内閣總理大臣、最高裁判所長官、日本國憲法第七條の規定による認許官及び他の法律に特別の定めのあるものを除く。以下職員という。）に對しては、昭和二十三年一月一日に遡及して、職員總平均の月收二千九百二十円の俸給等を支給するものとする。

臨時給與委員會の第一報告書及び第二報告書に示された各職員の俸給等を決定する方法及び原則並びにその他の事項は、職員總平均の月收二千九百二十円の水準の下における各職員の俸給等を決定する場合に、これを採用するものとする。

前二項の俸給等の額及びその支給に關する事項は、別に法律で、これを定める。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二條 この法律と本則第三項の規定による俸給等の額及びその支給に關する事項を定める法律の規定が適用せられるまでの間、職員に對しては、昭和二十三年一月一日に遡及して職員總平均の月收二千五百円の暫定給與を支給することとする。

第三條 暫定給與は、暫定俸給、暫定扶養手当及び暫定勤務地手当とする。

第四條 職員の暫定俸給の月額は、その現に受ける俸給又は給料、暫定加給及び暫定加給臨時増給の合計額、以下現俸給という。に、その職員の勤務時間に應じて定めた左の各号の一の割合を夫々乗じて得た金額とする。

一 平均一週間當りの所定拘束勤務時間が、四十一時間三十分以上四十四時間未満のものにあつては、十五割

二 平均一週間當りの所定拘束勤務時間が、四十四時間以上四十八時間未満のものにあつては、十六割

三 平均一週間當りの所定拘束勤務時間が、四十八時間以上のものにあつては、十七割

暫定俸給の支給に關しては、官吏俸給令による俸給支給の例による。但し、月二回俸給支給の慣習のある場合においては、その例によることができる。

暫定扶養手当の支給に關しては、臨時家族手当給與令による臨時家族手当支給の例による。

第六條 暫定勤務地手当は、生計費の高い特定の地域に在勤する職員に對し、これを支給する。

暫定勤務地手当の月額は、暫定俸給の月額及び暫定扶養手当の月額の合計額の一割以上三割以下とする。

生計費の高い特定の地域の指定及び当該地域について支給すべき暫定勤務地手当の割合の決定は、大藏大臣が、これを行う。

第七條 職員が職務しないときは、その職務しないことにつき、特に承認のあつた場合を除く外、第四條第二項（前條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その職務しない一時間につき、一時間當りの暫定俸給（これに對する暫定勤務地手当を含む。以下同じ。）を減額する。

前項の一時間當りの暫定俸給の額は、昭和二十二年法律第六十七号（労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應給措置に關する法律）に基き、超過勤務手当を支給する場合における一時間當りの給與額の計算方法と同様の方法によつて計算した額とする。

第一項の場合において、その月の暫定給與が既に支給されているときは、その後において支給すべき給與から、これを減額する。

第八條 職員が昭和二十三年一月一日以後において、既に支給を受けた現俸給、臨時家族手当給與令による臨時家族手当、大正九年勅令第四百五号（交通至難の場所に在勤する職員に手当給與の件）による臨時勤務地手当及び昭和二十二年法律第四百十号（政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律）による臨時手当は、この法律による暫定給與の内拂とみなす。

前項の規定により内拂金とみなされた金額とこの法律による暫定給與との差額は、所得税法の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。

#### 審査報告書

政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律案

右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年三月二十日

財政及び金 黒田 英雄  
副委員長

参議院議長松平恒雄殿

#### 多数意見者署名

渡邊 甚吉 小林米三郎  
波多野 鼎 松嶋 喜作  
伊藤 保平 西郷吉之助  
高橋龍太郎 深川タマエ  
木内 四郎 下條 恭兵  
尾形六郎兵衛 星 一  
石川 清吉 九鬼紋十郎  
森下 政一 玉屋 喜章

#### 要領書

##### 一、委員会決定の理由

本法案は、今回臨時給與委員会第一及び第二報告書に基づき、政府は政府職員の給與水準を引き上げると共に、給與体系の整備を図ることとしたが、大蔵省預金部特別会計固有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定においては、その收支の状況に鑑み、今回の措置に要する経費等の財源は、これを一般会計から繰り入れる必要がある。

この中で、預金部特別会計については一億九千六百八十三千円、鉄道会計については十九億九百九十四万二千円、通信会計については九億三千九百九十四万一千円、簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定については一億六千七百八十一万五千円、年金勘定については四百八十三万四千円をそれぞれ繰り入れる。

ることとし、以上の繰入金については、これら各特別会計が今後健全な財政状況になった際、その繰入額に相当する金額に達するまで、予算の定めるところによりそれぞれ一般会計に繰り入れることとするものであつて差当り止むを得ない措置と認める。

##### 二、事件の利害得失

この措置によつて政府職員の給與水準引き上げによる右の各特別会計の当面の歳入不足を補填する利益がある。

##### 三、費用

この法律施行による一般会計からの繰入金額は前述の通りである。

政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年三月十九日

参議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿

政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律案

政府は、臨時給與委員会の第一報告書及び第二報告書に基づく俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部特別会計、固有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定における経費の財源に充てるため、一般会計から、大蔵省預金部特別会計、固有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定に繰入金をすることができ、但し、その金額は、大蔵省預金部特別会計については、一億九千六百八十三千円、固有鉄道事業特別会計については、十九億九百九十四万二千円、通信事業特別会計については、九億三千九百九十四万二千円、簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定については、一億六千七百八十一万五千円、同会計の年金勘定については、四百八十三万四千円を以て限度とする。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日大蔵省預金部特別会計、固有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定から、各、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

#### 附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔黒田英雄君登壇、拍手〕

○黒田英雄君 只今上程されました二つの法律案につきまして、委員会におきます審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

先ず政府職員の俸給等に関する法律案であります。この提案の理由並びに内容の概要を御説明を申し上げます。

昨年末中央労働委員会の調停案を政府は受諾いたしました。その調停案に基きまして新給與案を審議するために設けられました臨時給與委員会から、二回に亘つて報告書が提出せられたのであります。政府は、この報告書の内容は、現在といたしましては最も公正妥当なものであるといたしまして、これに従ふこととしたのであります。この報告書に基きまして新給與案を実施いたしますれば、今日の國家財政に取りまして誠に重大なる負担であるにも拘らず、政府職員の現行給與水準が特に低きに失し、その生活が極度に窮乏に陥つておる事実を率直に認め、これに必要な予算案と共にこの法律案を提出したということであるのであります。

この法律案の内容は、常時勤務しております官吏等の職員に對しまして、新給與水準、即ち二千九百二十円を本年一月に遡つて支給することとい

たし、報告書に示されました俸給等を決定する方法、原則等に從ひまして、俸給の額及びその支給に関する事項は別に法律を以てこれを定めることとしたしてゐるのであります。

この新給與水準によりまする給與の内容は大体次のようであるのであります。新給與水準は本年一月一日以降二千九百二十円……これは税を含めてのものであります……といひ、又本俸及び現在の暫定加給、暫定加給の臨時増加及び臨時手当を廃止いたしました、一本の新本俸といひ、その水準は二千円を下らないように措置する。

そして、それには各人の職務の内容とか、或いは責任の輕重、労働の程度、労働時間等その他の諸條件、並びに民間におきます同一條件の者との權衡を勘案して決する方針であるといふのであります。いわゆる職階制給與制度への一歩前進であるといふことであるのであります。家族手当は一人当り現在の百五十円を二百二十五円に引上げる。尚勤務地手当は、各府縣には組合側を中心としたりまする地区区分調査委員会を、中央には政府側、組合合同の地域給與委員会を設けて、民主的且つ合理的な解決を図りたいといふのであります。尚労働の價值に關係ありまする諸條件で、本法に取入れることが不可能か又は不適当なものにつきましては、特殊勤務手当として支給するといふのであります。

この新給與水準によりまする給與でありますが、これが実施は尚若干の時日を要するのであります。それまでの間の緊要をいたしまして、本法の附則におきまして、右の二千九百二十円の中の二千五百円を暫定給與として本年一月に遡つて支給するといふことに相成つておるのであります。その要領は、

暫定給與の種類は、暫定俸給、暫定扶養手当及び暫定勤務地手当の三つといたしておるのであります。暫定俸給の額は、現在の俸給又は給料、暫定加給及び暫定加給臨時増給の合計額に對しまして、更に所定の勤務時間數に應じまして、十五割、十六割、十七割といふような區別を設けて、これを乘じて算出した額をいたしておるのであります。尚従來官吏と雇員との身分の別によりまする俸給、給料の區別、月給、日給の區別はこれを廢止して、一様に月給制にするといふことにいたしておるのであります。尚暫定扶養手当は従來の臨時家族手当に相當するものであります。尚暫定勤務地手当は、暫定俸給及び暫定扶養手当の月額の合計額の二割以上三割以下として、生計費の高い特定の地域に在勤する職員に支給するのであります。職員が法令又は本属上司の承認なくして職務をしないやうなときは、その職務しない時間に應じまして暫定俸給を減額するといふ規定を設けておるのであります。すで

に一月一日以後に支拂つておりまする俸給等は、この暫定給與の内拂とみなすといふ、これが法律案の附則として規定をしておるのであります。これらに要しまする金額につきましては、先程予算委員長から御報告されましたかと思ひます。

次に、政府職員に支給する給與の指圖等に伴う大藏省預金部外三特別會計に對する一般會計の繰入金に關する法律案につきまして、御説明を申し上げます。この法律案の理由は、先程申し上げた通りに、政府職員に支給する給與を引上げることになると共に、給與の整備を圖ることになつたのであります。大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定におきましては、その收支の状況に鑑みまして、今回の措置に要しまする經費等の財源は、これを一般會計からこれらの會計に繰入れる必要があるものであります。そこでそれ／＼各會計にその金額を繰入れるのであります。その金額はこれは省略をいたします。そして尙この一般會計から繰入れた繰入金につきましては、各特別會計の性質に鑑みまして、これらの會計が後日健全な財政状況になりました場合には、その繰入額に相當する金額に達するまで予算

に定めるところによりまして、それぞれ一般會計に繰入れる予定で、これに關する規定を設けておるのであります。これはすでにできておりますところの繰入の法律と同様であるのであります。

かくて質疑に入りまして、各委員より活潑なる意見並びに御質問があつたのであります。その詳細は速記録に譲ることを御許しを願ひたいのであります。その御質疑の主なものは、法案の第二條、第四條、第七條等に對しての質疑であつたのであります。第二條の質疑は、この二千五百円を支給するにつきては、二千五百円の暫定給與を遡つて「支給することができる」といふことになつてをるが、これは何故に「支給する」といふのでないかといふことの御質問であつたのであります。即ち、この「できる」といふことによつて、或る者には支給し、或る者には支給しないといふうなために規定したのではないかといふことで、いろいろ御質問があつたのであります。これに對しましては、「支給することができる」といふことは、立法の技術上の問題であつて、政府職員の中にも海外におつたやうな者で支給できない者もあるといふことであつたのであります。政府はこの規定の實施の準備をいたしまして、すでに暫定給與の支給について、各省の會計課長に對して給與局長が内示しておるも

のがあるではないか、それによりまして、という、昭和二十三年三月十三日附政府通告書に對する回答を給與局において満足なものとして承認した労働組合に所屬する職員に對し、これを支給するといふうなことになるのであつて、満足と認めないものはこれを支給しないといふのではないか、如何なることを以て満足のものとして承認するかといふうなことに對していろいろ御質疑があつたのであります。尙この準則を出したことに對しても御質疑があつたのであります。これは政府は成るべく早くこの支給をいたしたいために、その準備として各省の統一が亂れることを防ぐためにいたしたことであるといふことであつたのであります。尙政府としては全体にこれを支給したいのである。ただ従來の、過去の經濟の問題を離れて、今後これらの交渉をするといふことになることを希望するのであつて、そのために給與の上において遅れるといふことが生ずるといふうな言明もあつたのであります。尙第四條につきましては時間によつて區別を設けることについての論議が行われたのであります。第七條につきまして、第七條は「職員が職務しないときは、その職務しないことにつき、特に承認のあつた場合を除く外、第四條第二項の規定にかかわらず、その職務しない一時間につき、一時間當りの暫定俸給を減額する。」といふことになつておる点に

つきましていろいろ議論があつたのでありまして、これは特に承認のあつた場合といふのはどういふ場合であるかといふような御質問があつたのであります。政府は、これは先程私も申しました通り、法令等によつて休むことが許されておる場合は勿論、特に承認を受けて職務を離れるという事はいいいのではあるが、それ以外の場合においては職務を執らなかつたような場合には、それだけの金額を減額するという事で、特にこれは労働法の四十條に違反するのではないかとすることにつきましては、決してさういふ趣旨ではないといふことであつたのであります。特にこれらの点につきましては、委員外の労働委員長からも御発言を求められまして御質疑があつたのであります。詳細は速記録に譲ることをお許しを願ひたいと思ひます。

かくして質疑を終りまして、討論に入りましたところ、別に御発言もなく討論を終りまして、採決に入りましたところ、全会一致を以て両案共政府原案通り可決すべきものなりと決定をいたしました次第であります。これを以て御報告を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を願ひます。

(起立者多数)

○副議長(松本治一郎君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) 内閣総理大臣及び栗栖國務大臣より発言を求められておりますから、この際発言を許します。芦田内閣総理大臣。

〔國務大臣芦田均君登壇、拍手〕  
○國務大臣(芦田均君) 今回國會の指名によりまして、不肖私が内閣を組織することになりました。國家に對し、國民大衆に對して、誠に責任の重いことを感じます。この上は不敏ながら私の魂と肉体のすべてを捧げて、この重責を果すことに努める決心であります。

つら／＼内外の情勢を察しまするに、我が國再建の前途には多くの難關が横たわつております。何とかしてこれを突破しなければ我が民族の前途は危うい。それには、我々國民が一体となつて困難を克服するより外にみずから救う途はないと信じます。我が國の現状は、嵐の中に漂う難破船のようにな、これを救う唯一の途は、乗組員と乗客とが船の安全のために協力することとを急務とするのであります。この際徒なる黨派心に囚われて論議の時を空費するときは、断じて我々の與し得ないところでありませう。従つて我々は機會ある毎に各黨各派の政治休戦を唱へ、同胞相携えて危機突破に邁進すべきことを強く主張して來たのであります。片山内閣成立當時、自由黨を含む四黨政策協定を結んで、互助の精神を以て政治の円満なる運用に努めたのも、そのためでありませう。今回の組閣に當つても、私は政争の休止と國民総力の結集を目標にして、各黨に協力を求めたのであります。今日、日の危機に對する認識において異なる点があつたためか、私の念願が完全に達し得られなかつたことは、深く遺憾とするところであります。併し我々は、決してこの望みを捨てる者ではありません。飽くまでも國內の総力を集結して、政局と民生の安定を図ることに努力し、そのために政府は常に謙虛な態度を以て民論に耳を傾け、飽くまで調和と融合の精神を以て進退する覚悟であります。

新内閣が達成しようとする最高の目標は、平和と自由と正義の支配する世界を建設するといふことであります。我々はこの理想の下に國內の再建に當り、この精神を以て諸外國に對せんことを期するものであります。一昨年制定された新憲法は、絶対の平和と自由とを確立することを明らかにしております。我々が平和と自由と正義の理想を追求し、それを実現することによつて、初めて日本民族は永久に價値あるものとなることを信ずるものであります。新憲法の制定は実にこの意味において、民族更生の一大宣言でありました。

た。我々はこれを一片の紙上の宣言に留めることなく、國內においても、外國に對しても、これを実践する努力に全力を盡さなければならぬと信じます。新内閣はこれを施政の最高目標とするのでありますから、その歩まんとする道は當然に中道であります。

何となれば、左右いずれにせよ、極端な思想は平和を維持するゆえんでないと思ふからであります。凡そ無血革命と呼ばれるような國家の変動期に際しては、人心ややもすれば右か左かの極端に流れて、中正な針路を失ひがちであります。併しながら偏つた思想と極端な政治行動は、偏するところの暴力革命に導く危険を包蔵するのみであつて、断じて平和に通ずる道ではないと思ひます。この意味において、我々は責任の伴わない自由を排斥します。同時に又正義の名に隠れた利己主義をも排斥します。我々は飽くまでも眞の民主主義を守つて中道を歩み、勤勞を尊重し、社会連帶、國民協同の理念の下に、生産の増大と分配の公正とを同時に実現することを企図するものであります。

我が國が一日も早く世界の平和國家群に參加することは、國民の熱望するところでありませう。今の処情と會議がいつ開かれるか、はつきりとした見通しは付きませぬけれども、今から講和會議に備えて、日本が世界列強の信頼を博するよりに、最善の勢力をいたしたいと思ひます。世界列強の信頼を博する途は、我々が平和の愛好者として、精神的にも、物質的にも、自由を尊び、正義観に燃え、世界の文化に貢獻する氣魄を示すことにあると信じます。講和條約の内容は、固より連合國の決定によるものであります。我々の行動が平和と自由と正義の原則に適うものであれば、講和條件は必ずや日本の独立と生存を傷つけない公平なものであることを期待し得るでありませう。我々は今占領軍の治下に住んでおりますが、占領軍の指導が歴史に稀に見る公正、寛大なるものであることは万人の認めるところでありませう。これに對して我々日本國民も亦占領軍に對して極めて協力的態度を示した結果、まだ平和條約の調印は行われませんが、すでに平和生活に一步を踏み出し得たことを幸福とするものであります。この際政府が特に注意を傾けんとする点は、現在の環境において我が國政の処理をなすにも、先ず以て世界的關連においてなすべきであるという点であります。

次に、政府の執らんとする經濟政策の具體的な問題については、他の關係より詳細に申述べる筈でありますから、私はその二三について所見を申述べるに止めます。現在の日本においては、どんな政府でもインフレーションの克服に重点を置くべきことは言ひまでもありません。それがためにインフ

た。我々はこれを一片の紙上の宣言に留めることなく、國內においても、外國に對しても、これを実践する努力に全力を盡さなければならぬと信じます。新内閣はこれを施政の最高目標とするのでありますから、その歩まんとする道は當然に中道であります。

何となれば、左右いずれにせよ、極端な思想は平和を維持するゆえんでないと思ふからであります。凡そ無血革命と呼ばれるような國家の変動期に際しては、人心ややもすれば右か左かの極端に流れて、中正な針路を失ひがちであります。併しながら偏つた思想と極端な政治行動は、偏するところの暴力革命に導く危険を包蔵するのみであつて、断じて平和に通ずる道ではないと思ひます。この意味において、我々は責任の伴わない自由を排斥します。同時に又正義の名に隠れた利己主義をも排斥します。我々は飽くまでも眞の民主主義を守つて中道を歩み、勤勞を尊重し、社会連帶、國民協同の理念の下に、生産の増大と分配の公正とを同時に実現することを企図するものであります。

我が國が一日も早く世界の平和國家群に參加することは、國民の熱望するところでありませう。今の処情と會議がいつ開かれるか、はつきりとした見通しは付きませぬけれども、今から講和會議に備えて、日本が世界列強の信頼を博するよりに、最善の勢力をいたしたいと思ひます。世界列強の信頼を博する途は、我々が平和の愛好者として、精神的にも、物質的にも、自由を尊び、正義観に燃え、世界の文化に貢獻する氣魄を示すことにあると信じます。講和條約の内容は、固より連合國の決定によるものであります。我々の行動が平和と自由と正義の原則に適うものであれば、講和條件は必ずや日本の独立と生存を傷つけない公平なものであることを期待し得るでありませう。我々は今占領軍の治下に住んでおりますが、占領軍の指導が歴史に稀に見る公正、寛大なるものであることは万人の認めるところでありませう。これに對して我々日本國民も亦占領軍に對して極めて協力的態度を示した結果、まだ平和條約の調印は行われませんが、すでに平和生活に一步を踏み出し得たことを幸福とするものであります。この際政府が特に注意を傾けんとする点は、現在の環境において我が國政の処理をなすにも、先ず以て世界的關連においてなすべきであるという点であります。

次に、政府の執らんとする經濟政策の具體的な問題については、他の關係より詳細に申述べる筈でありますから、私はその二三について所見を申述べるに止めます。現在の日本においては、どんな政府でもインフレーションの克服に重点を置くべきことは言ひまでもありません。それがためにインフ

レ・ジョン克服の根本対策を立て、生産の増強を図るといふことは、何人も異論のない点であります。生産の増加については資本と労働と經營の合理的調和を図ることが最も肝要であります。特に労働大衆が奮闘するその職責への自覺に立つて、心から協力するのでなければ生産の増加は望めないことは明瞭であります。その点から言つて、政府は労働組合の健全な発達を即ち急務としておるものであつて、そのために必要な対策は十分考慮してあります。併しながら自己の利益のみ主張し、社会協同生活に必要な調和の精神を欠くものは労働共に厳に排斥しなければなりません。それは結局において國民大衆の利益と相容れないからであります。浮動購買力を吸收することはインフレーション克服のために緊急必要とする施策であります。この点については別に具體的の計画を準備しております。遠からず國會に提案することができると考えております。尤もこの普通通面に対する施策に當つて重きを置くべきことは、通常の信用を保持することでありまして、政府はそのために万全の注意を怠らないと考えてあります。

次に必要なことは資本の蓄積であります。我が國は競争によつて國富の三分の一を失つたのでありますから、生産を起すためには先づ以て資本を蓄積しなければなりません。然るに國民の大半が勤勞階級となつた今日、資本

は廣く大衆から集めることが一層必要となるのであります。従つて又大衆の利益を保護するに投資の危険を少くする道を講じなければなりません。次に、産業の健全な発達のために經營を合理化し、その能率を十分に發揮しなければ生産の増大を期することができません。今後我が國が國際市場に進出することを許されれば、輸出貿易が発達するに否かは、これにかまつておる点から申しまして、經營の合理化は特に強調されなければならぬと思ひます。尙これに關連して必要なことは生産技術の向上であります。我が國の生産技術が世界の水準に比べて最近著しく遅れておることは誠に遺憾なことでありまして、政府は生産技術の向上のために諸般の施策を講ずる考へてあります。

尙經濟政策として我々の考へておる一二の問題を附言して申し上げます。我が國のように特殊の形態を持つ國においては、國土に適合する産業を検討してこれを振興しなければなりません。その点から水力増強を開発することは、石炭の不足を補ふでる我が國に取つて庶幾の急務でありまして、大規模の発電工事については、政府が特にその資金を供給することを考慮しなければならぬと思ひます。

食糧問題については、最近來の供出が未曾有の好成績を示して、すでに一〇〇%を超えております。これは全く

農民諸君の救國的精神の結晶でありまして、私はこの機会に全國の農村に對し深く感謝の意を表するものであります。併しながら食糧増産のためには尙第二次農地改革の徹底、或いは供出制度の改善等幾多の施策を必要とするのであります。政府はこれらの点について具體的研究に着手したいと考えております。昨年度の水害による災害の復旧は一日を緩くすることを許さない事情にありますが、目下その対策に邁進を期しております。又平野地帯と山岳地帯との中間に位置するいわゆる波丘地帯約三百万町歩の開発も食糧増産、失業救済のために適切な事業と認めまして、政府は具體的研究に着手したいと考えております。

今後における經濟再建の基調については、各黨各派の間に或いは基本的理念を異にするところがあるかも知れませんが、併しながら我が國が現在置かれておる環境において、当面行なうべき施策はおのずから窺見せらるる筈でありまして、資本主義政策が經濟の終局の目標を企業の自由と置くとしても、物資が極度に不足を告げておる現状においては或る程度の統制が絶対に必要であることは明らかであります。政府が近々發表する生産の長期計画によつて、生産を増加するに從つて必要となる制はこれを略し、合理的な經濟振興を立てる時期が來ることも予想し得らるるのであります。

以上が政府が企圖する生産増加対策の概要であります。その効果が完全に見られるのは尙時間を要すると考えられます。その間にインフレが昂進して、日本經濟を破局に陥れるような危険がないとは言へません。よつて當面の急務は、生産の増加に並行して不足物資を輸入に仰ぎ、一時の急を救ふこととあります。不足物資の輸入は専ら連合國の好意的援助による外ないのであります。幸いに周回中の事情は好轉しておいて、多量の物資を輸入し得る曙光が輝き始めたのは、諸君と共に欣幸とするところであります。聞くところによれば、アメリカにおいては日本經濟を一九四五年までに一九三〇年乃至三三年水準の一五五%にまで復興せしめる援助計画を考慮する向きもあると聞いております。我が國の經濟は終戦後一時的に落ちたものであります。その後國民の氣力と連合國の物資供給によつて緩慢ながら除々に回復の方向に向ひ、インフレの昂進に拘わらず、國民の實質的生活が向上したことは疑いなく、この際連合國の物質的援助がなければ、インフレーションの進行は著しく轉化し、經濟の再建は確固たる基礎の上に立つことができませんのであります。かくして初めて我々は久しぶりの健全な生活を體驗する希望を持つことが可能となるのであります。併し連合國の好意的援助を得るために

は、先づ以て輸入支拂のために輸出の増進を必要といたします。同時に又我々日本國民の態度が彼らの好意に値するものでなければなりません。日本國民が諸外國の信頼に背かない明らかな態度として、ポツダム宣言を嚴格に実行することは勿論、國內の民主化を促進し、文化國家の建設に全力を傾けたいと思ひます。尙外國資本の導入を容易にするためには、今日までその隘路となつておつた幾多の障害を除いて、外國資本家をして安んじて我が國の産業に投資するに受入態勢を整えなければなりません。政府は漸進的うてこれを実現する予定であります。終戦以來國內の治安は、收斂國として予想以上に維持されて來りました。併しながら戰爭の結果として、文化と道徳を損なはせ、今尙犯罪の減少を見ないことは、誠に遺憾に存するところであります。日本民族の血液から兇暴性を刈り取ることは、一つは國民生活安定の問題であり、又一つには道徳の高揚を圖る教育の問題に歸着すると思ひます。拍手で政府は輸入の関心を以てこれに善処する決心であります。

地方自治体の運用は、新憲法によつて今試練の前に立つております。我々は地方自治体が民主主義の根幹であることと思ひ、正しき自治精神が発揚されて、地方分権が名実共に完成されることを期待するものであります。地方

に修養せられた自治警察が、今後は眞に民衆の友として十分に機能を發揮する日も遠くはないと信じていますが、同時に國民諸君も亦進んで犯罪の防止に協力されんことを切望して止まないものであります。更に又國民道義の高揚については、民族の名譽にかけても、この際速かに適切な方策を講じなければならぬ。我々の受け継いだ傳統は、正しきを踏んで恐れない精神と、同胞に対する愛情とでありました。(拍手)この傳統を取戻すことによつてのみ、我々の祖國は本當に住みよき國となり得るのであります。(拍手)政府はこの精神を基調として、教學の振興に今後一層努力をいたすと共に、六・三制の実施についても前内閣以來の方針を堅持する意向であります。

この際私は、國內において最も恵まれない境遇にある海外引揚同胞と戦災者に対して一言いたします。これらの人々は、多くは纏りに衣なく、住むに家なき境涯にありますが、政府としては事情の許す限り、傾心を傾け、國費を投じて救済に努めることを約束したいと思ひます。(拍手)

戦災都市の復興も誠に急を要する重要問題であります。政府はこの際、その道の權威者を集め、その計画に基いて、戦災都市の復興を促進する意向であります。特に住宅建築につきましても、欧米の実情を酌み、学ぶべき点は十分にこれを採用して、早急にその

實現を図りたいと考えております。(拍手)

最後に、國際情勢に関する我々の關心について一言いたします。最近の大戦争によつて人類の受けたる慘害は、今尙我々の體驗に新しいものでありまして、世界の多くの國民は飢饉と混亂の巷にさまよつております。それにも拘わらず、世界は更に第三次大戦の幻に戦いておるといふのが現在の姿であります。日本はまだ國際連合に参加する時期に達してないために、平和に対する發言權さえも持ち得ない立場におります。けれども我々の生存が密接に世界に連繫を持つ今日、我々は決して世界平和の維持に無関心ではあり得ないのであります。殊に東洋の隣邦諸國において政情の安定を見ないことは、我が國の經濟再建に大いなる障害をなすものであります。我々は新憲法において一切の軍備を放棄し、一切の戦争を否認する決意を示したのであります。世界がこの崇高なる理想において日本國民と歩調を同じくせんことは、我々の熱望であると同時に、我々は今後引續いてこの理想の旗の下に、平和と自由と正義との支配する世界の建設に不斷の努力をいたす決心であります。(拍手)

以上、私は新内閣が政局の現段階に對する物心両面の用意と、經濟の危機突破についての構想の概要とを申述べたのであります。私は右述べましたよ

うな基本理念に立つて、廣く國內の政治力を結集し、國民大衆と力を合せて政局の安定を図り、經濟再建に直進する決心であります。今日世界の國々がひとしく窮乏に喘いでおる際、我々は外からの援助のみによつて救われようとする卑屈な態度を採らうとは考えておりません。食糧の補給も、物の生産も、先ずみずから起ち上つて、できる限り自給自足を圖らなければ、外からの援助は期待し得ないと思ひます。民族の特質は、かかるときにおいて最も顯著に現われるものであつて、日本人が世界に比べて遜色なき國民であることを示すのは、遜境にある今日がその絶好の機会であると思ひます。(拍手)

我が國が当面する危機は、今日只今も進行を止めてはいないのであります。これに打ち勝つことは容易ならん大事業であります。國會は申すに及ばず、廣く國民諸君の心からの支持を得なければ、この事業を遂行することはできません。我々は心を空しくして輿論に耳を傾け、廣く建設的意見に傾聴し、誠心誠意奉公の誠を盡したいと念願する次第であります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 栗栖國務大臣(栗栖超夫君登壇、拍手)

○國務大臣(栗栖超夫君) 本年は、端的に申しまして我が國經濟再建上誠に重大な年であり、いわば經濟再建に一轉期を画する程の重大な時機に當面し

ておる年であると存する次第であります。終戦以來經濟安定のための各般の努力がなされて参つたのであります。が、敗戦の創傷は余りに深く、且つ余りに廣く、今日國民の生活は尙辛うじて飢饉と疾病を免れた最低水準を維持するに止まり、生産の回復もその進度は緩く、産業活動の本格的回復を圖らうといはしめても、輸送力、動力等の衰弱によつて制約せられ、これを回復しようとするれば基礎的資材の生産の過少に制約されるというように、經濟の基盤は未だ安定正常化の段階に到達できないのであります。又これらの經濟事態の綜合的表現といたしまして、インフレーションは最近やや足踏み氣味であります。尙その進行は止まらず、そのために又家計や企業も依然行先不安の域を脱していない現状でありまして、所詮日本の現在の經濟力においては、經濟の再建を圖るためには、当面經濟安定のためのあらゆる努力を盡し、國內生産の増強を図るのと相俟つて、どうしても食糧や輸用品用原料等の必要な資材はこれを輸入に仰がなければならぬのであります。もとより物資の輸入につきましては、連合國の好意的援助に俟たなければならぬのであります。が、本年は四開の情勢からいたしまして、若しも我々が最善を盡して連合國の期待に副うことができませんならば、從來に比し、連合國の經濟援助に格別の期待を持ち得る画期的な時期にあるように思ふのであります。幸いこの援助が實現し、これを我が國經濟再建上、有効適切に活用し得ますならば、ここに經濟安定の基盤を確立することができ、進んで本格的な經濟再建の明るい光明を前途に認めることができると思ふのであります。更に本年は重要な年であると思ふ次第であります。

従いまして、一面、現實の憂すべき經濟情勢に鑑みまして、經濟再建のため、先ず以てその前提となる經濟の安定、即ちインフレーションの克服を圖ることを当面の責務といたしまして、前内閣以來の經濟安定施策を踏襲し、これを民主化の線に沿いつつ強化いたしました。その勵行の徹底を図ると共に、他面、新たな情勢に對應して、連合國の經濟援助を受け得る經濟体制を整備し、輸入物資を最も効果的に役立てまして、生産、輸出の画期的増大に努め、又でき得る限りの國民生活の安定と向上とを圖ることに最大の努力を拂うことを、本年度の經濟施策の基調といたしたいと考える次第であります。

次に以上述べました趣旨に則りまして、主要經濟施策の概要について逐次述べることにいたしたいと存じます。

先ず第一に、当面のインフレーションの克服のためには、これまでの經濟情勢の推移に鑑みまして、國家財政及び地方財政の實質的健全化を確立した

た時期にあるように思ふのであります。幸いこの援助が實現し、これを我が國經濟再建上、有効適切に活用し得ますならば、ここに經濟安定の基盤を確立することができ、進んで本格的な經濟再建の明るい光明を前途に認めることができると思ふのであります。更に本年は重要な年であると思ふ次第であります。

従いまして、一面、現實の憂すべき經濟情勢に鑑みまして、經濟再建のため、先ず以てその前提となる經濟の安定、即ちインフレーションの克服を圖ることを当面の責務といたしまして、前内閣以來の經濟安定施策を踏襲し、これを民主化の線に沿いつつ強化いたしました。その勵行の徹底を図ると共に、他面、新たな情勢に對應して、連合國の經濟援助を受け得る經濟体制を整備し、輸入物資を最も効果的に役立てまして、生産、輸出の画期的増大に努め、又でき得る限りの國民生活の安定と向上とを圖ることに最大の努力を拂うことを、本年度の經濟施策の基調といたしたいと考える次第であります。

次に以上述べました趣旨に則りまして、主要經濟施策の概要について逐次述べることにいたしたいと存じます。

先ず第一に、当面のインフレーションの克服のためには、これまでの經濟情勢の推移に鑑みまして、國家財政及び地方財政の實質的健全化を確立した

しますと共に、健全金融の一層の徹底を図る必要のあることは申すまでもない次第であります。本年度の國家財政は、一般會計に關する限り、本予算及び追加予算共、收支均衡の原則によりまして編成されたのでありますが、現実には歳入と歳出との時期的ずれが著しく、殊に年度半ばを経過して互額の追加予算が計上されました事情もございまして、本年二月末には大藏省証券の発行高は三百七十億円に上つた次第であります。尤もこの発行高は、二月に入りまして、歳入の大宗である租税收入の暫時的増加によりまして逐次減少し、三月十日現在では五十七億円を残すに止まり、國庫金の残高を考へ合せますと、只今のところは實質的に全部償還された形になつてゐる次第であります。併しながら特別會計につきましては、通計して五百五十億円を超える資金不足が予定せられるのでありまして、結局において政府資金の對民間撒布超過は相当巨額に達してゐると思ひます。

以上の実情に徴しまして、昭和二十三年度予算は實質的な健全財政の実現を根本方針といたし、財政の規模を國力に合致せると共に、歳出については眞に必要且つ有効な費目のみに限定し、年間收支の均衡のみならず、財政

收支の時間的調整をも圖つて考へてあります。又税制につきましても、國民の租税負担の均衡を図り、生産意欲の障害を除去し、勤勞所得税の大幅引下げを中心として所得税の軽減を図りますと共に、企業の新生産活動を容易にするために、法人税について所要の改正を行ふ等、經濟情勢の推移に即應する改革を行ふ意圖を以ちまして、目下その準備を進めておるような次第であります。

尙歳入の確保のためには、脱税の防止はもとよりのこと、インフレ利得を徹底的に追求捕捉する措置を講じ、これによつて徴税の徹底を期したいと考へる次第であります。他方産業資金面につきましても、金融機關の融資がかなりの巨額に上つたのみならず、なかなく復興金融庫の融資資金が大部分復興金融債券の日銀引受によつて調達されることを主因といたしまして、通貨増殖の一原因と相成つておるのであります。従つて今後復興金融庫の融資に對する監督を強化すると共に、赤字金融の抑制を継続強化する考へであります。又一般金融機關につきましても、現行の融資準則による融資規制の方法を更に改善強化する措置を講じ、他面、財政資金、復興金融債券の民間消化に一段の努力をいたす方針であり

ます。併しながらその半面において、政府の經濟計画実施に必要な産業資金は、極力その供給を確保いたしまして、その事業活動を阻害破壊することのないように留意することは勿論であります。

次に健全金融の実現を確保するためには、資金の蓄積に俟たなければならぬことは申すまでもないところであります。一昨年救國貯蓄運動が展開せられまして以來、貯蓄成績は逐次向上の一途を辿つておるものでありますが、他面、財政資金、産業資金の需要に比較いたしまして、未だ決して十分とは申されないのでありますので、政府といたしましては定期的預貯金の優遇等により一層の工夫を加えたいと思ひますが、國民の一層の協力をここにも期待する次第であります。尙この際通貨の信用を維持するために、新円再封鎖、平價切下げは絶対に行わないことを確言いたす次第であります。(拍手)

以上述べましたごとく、財政金融の面からインフレーションを抑制する方策を徹底いたしますことは、經濟再建上の重要な要件と存するのであります。が、他面、經濟の復興を図るためには、このような前提の上に立ちまして生産の増大を図ることを至上命令とするのでありまして、これを達成す

ることなくしては、終戦以來の窮乏と飢餓とから解放せられ、國民待望の經濟再建の輝かしい光明を期待することには到底できないと信ずる次第であります。而もこのための努力を國民へずから盡すならば、初めに申上げました通り、本年は恵まれた環境に置かれることも期待し得るわけでありまして、

従いまして、政府におきましては、國民各界の協力を得まして、長期經濟再建計画の完成を図るべく、目下その策案を急いでおるのでありますが、是なりその第一年度たる昭和二十三年度の計画目標といたしましては、前内閣が定めました石炭三千六百万トン、鋼鐵百万トン、硫安九十万吨等を以て仮目標といたしまして、万難を排してその實現を図るつもりであります。併しながらこの目標と雖も尋常一様の努力では達成可能とは考えられないのでありまして、格段の努力を必要とするものであります。政府は國內の經濟力を以てしては達成することのできぬ物資につきましても、連合國の援助を懇請する一面、全國民の奮起協力によりその實現を堅く期待している次第であります。

増産計画の眼目といたしましては、依然として石炭、電力、鉄鋼、肥料を中心とする傾斜生産方式を継続強化し、他の産業活動の規模を逐次拡大し

て行くための基礎的生產資材の重点的増産を図りますと共に、これに對應して今日の産業經濟活動の大きな制約をなしておられますところの海陸輸送力についての損耗と破壊とを整備充実し、輸送能力の格段の増強を図るための有効なあらゆる措置を講じまして、苟くも生産された物資につきましては滞貨を生ずることのないように、万全を期する考へであります。又これら基礎的産業部門の整備と相並行いたしまして、機械工業等の輸出産業の振興に力をいたしますと共に、これに相關連いたします中小工業の振興につきましても、技術、経営等の改善に着実な努力を拂ひたい所存であります。

政府といたしましては、右に述べましたような計画の實現のために、全國民的な生産増進運動を展開すると共に、資材割當の合理化、遊休資材の全面的動員活用等による生産増強態勢の整備を図る措置を実施する考へであります。又農業生産につきましても、供出責任制の実施と相俟ちまして、肥料その他の生産資材の責任配給を行ふ等、政府におきましてもあらゆる努力を盡しますと共に、關係方面の協力を得て、食糧の一割増産運動を強力に推進いたしまして、計画的生産の確保を図つて参る方針であります。

次に、本年は連合國の絶大の好意と理解ある援助によりまして、棉花、石炭、鉄鉱石その他の必要物資の輸入も画期的増大が期待せられまして、各種の外資も逐次導入を見ることが予想されるのでありまして、日本経済も今や戦争以来の長期間の孤立経済の状況から離脱しまして、諸外國との正常な経済交流に備うべき時間が到来したものと考えられるのであります。従いまし

て、かような事態に對應いたしまして、輸出振興については、その重要性に鑑み、更に一段と努力を拂う必要があることは申すまでもないところであります。更に同時に、我が國経済を逐次國際經濟へ順應させる方途を講じまして、とりわけ國內産業及び企業經營の体制を逐次整備し、經常技術、勞働生産の全般に亘りまして合理化を推進して、我が國産業の國際的水準を向上充實させることが格別重要であると思うのであります。(拍手)而してこの産業の合理化につきましては、政府といたしまして今後價格形成、資材、資金の割当等、各方面よりこれを促進いたしますことに努める考えであります。各企業におきましては、経済活動の推進に徴しまして、勞資双方相協

力して必要な合理化を推進し、企業の健全化と明日の繁榮に向つて協同の努力を盡されんことを希望して止まない次第であります。

次に、國民生活の安定は、詰るところ經濟安定の基盤であり、經濟の復興は詰るところ國民生活水準の確保向上にあると考えられますので、飢饉と疾病を防止し、社会不安をならしめるに必要な限度の食糧その他の生活必需品を確保することは勿論、更に前年に比し生活水準の實質的改善を図るために努力を傾倒いたしますと共に、勤勞者の生活安定、とりわけ生産増進に直接關連する重要産業に従事する勤勞者に重点を置いて、その實質賃金を充實する方針であります。従いまして、これまでの生活必需品物資對策を継続実施いたしますと共に、更に實施經過に徴して各般の改善措置を講じて参りましたと思ふのであります。なかんずく食糧につきましては、昭和二十二年産米の供出が例年に見る早期に完了いたしましたので、これに連合國の好意による輸入食糧の機宜の放出によつて、従前に比べ國民の食生活に相当安定感を與えているのであります。更に引続き、今年こそは例年の端境期におけるがご

とく食糧危機の再現を絶対に避けて、現行一時配給量の運欠配のないよう全力を注ぎ、供出、輸送、貯蔵、加工の諸面について適切な改善の措置を講ずる外、重要産業勞務者に対しては、現行勞務者配給制度を刷新し、配給基準を調整して、嚴に實際に應ずる効率的な運用を図りますと共に、食糧事情をも勘案いたしまして逐次改善強化いたしたい考えであります。(拍手)

魚類、蔬菜等の生鮮食料につきましては、現行統制に必要な改善を加えますと共に、(拍手)特にその勵行に努め、更に加工水産物等との綜合配給制を実施いたしまして、格段の配給増加を圖つて参る考えであります。(是非やつて下さいと呼ぶ者あり)その他の衣料品、家庭燃料等の重要生活用品につきましても、一般民生の最低限維持のための配給を確保いたします外、特に重要産業勞務者に對しましては、作業用品の供給力の増加によつて、増加配給を行考えてあります。以上の措置の實施を確保いたしますために、政府は配給組織につきましては、特に消費面の自主的な配給体制を育成強化するため、地域及び職域の生活協同組合の積極的活動を助成する措置を講じて

参りますと共に、日用品の配給方式につきましても、これを刷新いたし、統制品目を整理して実効のある統制を確実に勵行して行きたいと考えておる次第であります。(拍手)

尙國民の住宅生活の面につきましては、本年は新しい資材の中から特に多くをこれに割いて、前年に比し相当大幅の住宅建設を実現しますと共に、特に勤勞庶民階級に對する住宅の供給に重点を置きたいと考えておるのであります。

政府は右のような國內的努力を盡し、現行食糧配給基準量の配給確保体制を整え、その成果を待つて連合軍總司令部に對し懇請し、できるだけ速かに一般配給基準量の實質的な改善調整を実現できるように努めたい所存であります。

を惜しまぬ所存であります。

以上は經濟政策の大要であります。が、その實施の實施方式につきましては、現在の我が國の經濟の事情におきまして、今尙經濟統制を継続強化いたしますと共に、とりわけこれが適切な運営と、確實な勵行とを圖る以外に、如何なる政府と雖もその実効を収める途はないばかりでなく、みずから盡すべきを盡さず徒らに他に求めることは、連合國の好意的援助に報ゆる所以でないことは明らかであり、又經濟再

建上重要な年を無償に過す懸念もないといふたさなないのであります。従いまして我々は、日本經濟の安定と復興とを國民みずからの手により實現すべき責任を自覺いたし、ただ一途に國民の協力とこれを結集すべきであると思ふのであります。祖國再建のために、全國民諸君の奮起と協力とを特に切望いたします次第であります。なかんずく全國の勤勞者及び農民諸君は、すでに十分に自覚、自負せられる通りに、今日においては日本經濟再建の成否は懸つて諸君の双肩にあると言ひ得るのであります。最近勤勞者及び農民諸君の間に、健全な勞働組合及び農民組合の運動が澎湃として湧き起りつつあること

は、更に注目すべきことでありまして、特に労働組合が、眞にその自主性と責任制を確立し、経営者団体と自主的に協力し、生産復興運動を推進されることは、その意義は今日極めて大きいといふべきであります。政府はこれらの健全にして建設的な運動の急速な成長に對して、深い関心を持つものであります。(拍手)

政府は今後の施策におきましては、上述のごとくあらゆる努力を盡して、インフレーションの抑止と勤労者諸君の實質的賃金の向上とを國の所存であります。勤労者諸君におきましては、政府の意のあるところを諒察せられ、積極的にこれらの安定施策に協力されんことを特に願ひする次第であります。

以上政府として本年中に採るべき経済政策の重点を述べたのであります。が、幸いにして全國民の増産と経済安定への努力が成功いたしました。現におきましては、終戦以來二年有余、漸くにして、困苦と混乱の中に、経済再建への明るい展望が開かれるに至ることは疑いないところであります。勿論、戦後経済の現状は、我が國の自力のみ

を以て解決し難い幾多の点があることは事實でありますから、これらの補強について連合國の好意ある援助を得ますよう、政府としては十分の努力を盡す考えであります。要は全國民の祖國復興への眞摯な努力が具体的に示されることにあると思ふのであります。

重ねて祖國の復興再建のために國民各位の奮起と協力を切望して止まない次第であります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 只今の國務大臣の演説に對しまして質疑の通告がございますが、この質疑は明後日に譲りまして、本日はこれにて延会いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。明後二十一日は午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後六時十二分散会

出席者は左の通り。

副議長 松本治一郎君

議員

|        |        |         |        |              |         |
|--------|--------|---------|--------|--------------|---------|
| 中西 功君  | 中野 重治君 | 楠見 善男君  | 下條 康雄君 | 堀 末治君        | 荒井 八郎君  |
| 細川 嘉六君 | 西田 天香君 | 山下 義信君  | 大野 幸一君 | 大屋 晋三君       | 中山 壽彦君  |
| 千田 正君  | 栗山 良夫君 | 内村 清次君  | 中平常太郎君 | 黒田 英雄君       | 寺尾 豊君   |
| 西園寺公一君 | 羽仁 五郎君 | 木村義八郎君  | 下路 恭兵君 | 大野木秀次郎君      | 遠山 丙市君  |
| 岩間 正男君 | 星野 芳樹君 | 山田 節男君  | 河崎 ナツ君 | 小林 英三君       | 板谷 順助君  |
| 川上 嘉君  | 佐々木良作君 | 金子 洋文君  | 藤井 新一君 | 松野 喜内君       | 黒川 武雄君  |
| 渡多野林一君 | 赤木 正雄君 | 山内 卓郎君  | 井上なつあ君 | 玉屋 喜章君       | 松嶋 喜作君  |
| 宮城タマヨ君 | 高瀬莊太郎君 | 鈴木 謙一君  | 渡多野 鼎君 | 一松 政二君       | 大隅 憲二君  |
| 石川 準吉君 | 高田 寛君  | 原 虎一君   | 山崎 恒君  | 平岡 市三君       | 尾形六郎兵衛君 |
| 島津 忠彦君 | 小野 哲君  | 九鬼政十郎君  | 太田 敏兄君 | 境野 清雄君       | 小野 光洋君  |
| 河野 正夫君 | 梶足 計君  | 渡邊 甚吉君  | 伊藤 修君  | 岡 伊能君        | 重松 雄三君  |
| 藤井 丙午君 | 西郷吉之助君 | 吉川末次郎君  | 天田 勝正君 | 西山 龜七君       | 大隈 信幸君  |
| 來馬 琢道君 | 松村眞一郎君 | 緒竹 春彦君  | 油井賢太郎君 | 左藤 義詮君       | 小出 清一君  |
| 姫井 伊介君 | 伊藤 保平君 | 石川 一衛君  | 鈴木 順一君 | 水久保其作君       | 平沼綱太郎君  |
| 寺尾 博君  | 飯田清太郎君 | 小林 肇馬君  | 紅露 みつ君 | 國務大臣         |         |
| 結城 安次君 | 藤野 榮雄君 | 深川タマエ君  | 木内キヤウ君 | 内閣總理大臣 片岡 均君 |         |
| 米倉 龍也君 | 田村 文吉君 | 高良 とみ君  | 門屋 盛一君 | 兼外務大臣 戸田 均君  |         |
| 小林米三郎君 | 野田 俊作君 | 竹中 七郎君  | 藤森 眞治君 | 大藏大臣 北村徳太郎君  |         |
| 岡部 常君  | 徳田眞六郎君 | 深川榮左エ門君 | 星 一君   | 厚生大臣 竹田 眞一君  |         |
| 岡村文四郎君 | 奥 むめお君 | 水橋 隆作君  | 栗栖 越六君 | 農林大臣 永江 一夫君  |         |
| 早川 慎一君 | 青山 正一君 | 大島 定吉君  | 伊東 隆治君 | 商工大臣 水谷長三郎君  |         |
| 北條 秀一君 | 徳川 宗敬君 | 村尾 重雄君  | 鬼丸 義雄君 | 運輸大臣 岡田 勢一君  |         |
| 鎌田 逸郎君 | 矢野 西雄君 | 稻垣平太郎君  | 岡田 宗司君 | 労働大臣 加藤 勘十君  |         |
| 山本 勇造君 | 岡本 愛祐君 | 森下 政一君  | 小泉 秀吉君 | 國務大臣 栗栖 越六君  |         |
| 駒井 藤平君 | 高橋南太郎君 | 木内 四郎君  | 櫻内 辰郎君 | 國務大臣 吉米地義三君  |         |
| 佐藤 尚武君 | 村上 義一君 | 北村 一男君  | 西川 昌夫君 | 國務大臣 野溝 勝君   |         |
|        |        | 川村 松助君  | 淺岡 信夫君 | 國務大臣 船田 亨二君  |         |

政府委員

内閣官房次長 有田 喜一君

總理廳事務官  
(地方財政委員 萩田 保君  
会事務局長)

參議院會議錄第十三号正誤

頁 段 行

一四四 五 四六 大山安君を削る

官報号外 昭和二十三年三月二十一日 參議院會議錄第十九号

定價 一部 二四二十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町  
電話 九段五三一  
振替東京一九〇〇 圖書課